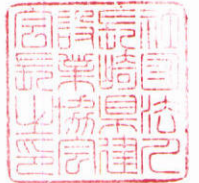


会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三



長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例の制定について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長崎県では、暴力団の活動拠点となる暴力団事務所等の存在が県民生活に大きな脅威をもたらしていることに鑑み、暴力団事務所等に係る不動産取引及び建設工事の請負に関し、県、県民、不動産所有者等及び建設業者の責務を明らかにすることにより、暴力団事務所等の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的に、標記条例を別添のとおり制定し、本年4月1日から施行することとなりましたのでお知らせ申し上げます。

なお、条例の制定に伴い、長崎県警察本部より「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款」「民間建設工事標準請負契約約款」等に条例に基づく特約条項を設けて挿入するよう要請が来ております。

特約条項の内容については現在検討中でありますので、決定次第お知らせいたしますことを申し添えます。